

令和元年度第2回西区教育会議 委員よりいただいたご意見に対する回答

項目	意見	回答
児童急増対策	<p>「教室の確保」という視点のみでしか、施策が進められていない。特別教室の不足、体育館や運動場の狭隘化、などにもきちんと対応が必要。仮に、これらを確保できないなら、近くの施設を利用することや教育内容の面で特徴をもうけるなどし、それぞれの学校に魅力（子どもが学校に通う喜び）を持たせる取り組みが必要。</p>	<p>大規模校の教育課題への対応としては、普通教室の増設のみならず、学級数に応じて必要となる音楽室等の特別教室を複数整備したり、管理職体制の強化と学校運営上の負担軽減の観点から副校長を配置するなどの取り組みを行ってきたところです。</p> <p>また、運動場の狭隘化へは近隣の公園の優先使用や運動会・体育祭をより広い会場を確保して開催するなどの対応をしています。</p>
	<p>上記のために、市長PTを復活させるか、それを検討するPTを設置すべき。</p>	<p>市長を委員長とした大阪市内中心部児童急増対策プロジェクトチーム会議（以下「市長PT」という。）については、市内中心部における児童・生徒急増対策を横断的な体制のもと従来の手法にとらわれない新たな視点で対応策の検討を行うため平成29年5月1日に設置され、平成30年3月29日まで3回にわたり対策についての議論がなされました。</p> <p>その結果、西船場小学校及び花乃井中学校における児童生徒急増対策として中之島地域に小中一貫校を新設することや堀江小学校における対策として西高校の跡地を活用して分校等を設置することなどについて検討することとされ、以後は教育委員会で進めていくこととされたところです。</p> <p>このように市長PTにおいて示された方針に基づき、現在は教育委員会において対策を行っているところであり、今後とも課題解決のために取り組んでまいります。</p>
	<p>児童数の増加による、学力の低下、体力の低下、不登校の増加、いじめの増加などは慎重に確認される必要がある。</p>	<p>西区内の学校の状況につきましては、各学校長との定期的な意見交換も行いながら把握に努めているところです。児童・生徒の急増による影響も含め、今後とも各学校の状況の把握に努めてまいります。</p>
学校適正配置	<p>学校活性化条例に「適正規模は、学級数が12から24」とあるが、これを真摯に受け止め、学級数が24を超える場合には、新しい学校の設置や、少なくとも教育環境の改善に真摯に取り組むべき。</p>	<p>大阪市学校活性化条例第16条第1項において、「教育委員会は、小学校の学級数の規模を適正規模にするよう努めなければならない。」とされており、これまでの本市における大規模校の教育課題への対応としては学級数に応じて必要となる音楽室等の特別教室を複数整備したり、管理職体制の強化と学校運営上の負担軽減の観点から副校長を配置するなどの取り組みを行ってきたところです。また、31学級以上の過大規模校については、個々学校の状況等を踏まえながら、分校の設置や学校の分離新設、通学区の見直し等を行うこととしています。</p> <p>引き続き、学校及び教育委員会と連携しながら、児童の教育環境の確保改善に向け検討していきます。</p>
	<p>小規模校の合併問題について、九条地域についてどのように考えているのか意見を聞きたい。</p> <p>大阪市では、廃校後に人口が急増するという経験をしており、むやみに合併・廃校をすべきでない。</p>	<p>今回改正された大阪市学校活性化条例第16条第4項において学校再編整備計画を策定しなければならない適正配置対象校は適正規模を下回る学校であって今後も適正規模となる見込みがないと認めるものと規定されています。</p> <p>小規模校は、学校行事や授業などで一定の人数を要する取り組みができないなど、教育の幅が狭くなることや、集団の中でコミュニケーション能力や社会性をはぐくむことなどに課題が生じます。</p> <p>九条地域の3小学校についてはいずれも令和元年5月1日現在の学級数が11クラス未満ですが、今後も適正規模となる見込みがないかについては、今しばらく児童・生徒数の推移を見守る必要があると考えています。</p>
その他	<p>西区では核家族が多く、共働き世帯も多い。放課後、子どもを受け入れるサービスとして学童保育があるが、子どもの数の増加によって、環境が劣悪化しているところがあるようである。</p> <p>子どもらにとっては、学童保育も、「学校」の一つである。その環境に問題があれば、子どもらが安心して学校に通えない。</p> <p>是非、学童保育の状況を確認（保護者らからの大規模な意見聴取を含む）され、その状況を改善されたい。</p>	<p>大阪市では、市内の市立小学校において、平日の放課後、土曜日・長期休業日に小学生の健全育成を図るため、学校の余裕教室・特別教室や運動場・体育館などを利用して、遊びやスポーツ、主体的な学習などを活動内容とする「児童いきいき放課後事業」（愛称：「いきいき」活動）を実施しています。</p> <p>参加児童数の増加による活動拠点の狭隘化などにつきましては、各学校の「いきいき活動運営委員会」が学校の協力を得ながら学校運営に支障がない範囲で環境改善に努めています。</p> <p>また、「いきいき」活動や学童保育の状況の確認につきましては、大阪市として平成30年度に「大阪市こども・子育て支援に関するニーズ調査（調査対象者数56,034件・有効回答数25,198件）」において、利用希望頻度・利用希望時間帯など希望するサービス内容の把握に努めながら、放課後及び留守家庭児童対策事業の充実に努めています。</p>